幼児教育・保育の無償化スタート！

対象者無償化

2019年10月より

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等を利用する子供たち

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

○ **３歳児から５歳児**（満3歳になった後の４月1日から小学校入学前までの3年間）**までの全ての子供たち**の保育料の支払いは不要になります。
（注）行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

○ **０歳児から２歳児までの子供たちについては、市民税非課税世帯のみ**無償化の対象になります。

○ 保育料は無償化されますが、**給食費については主食分と副食分をまとめて保育所等にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いします。**

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

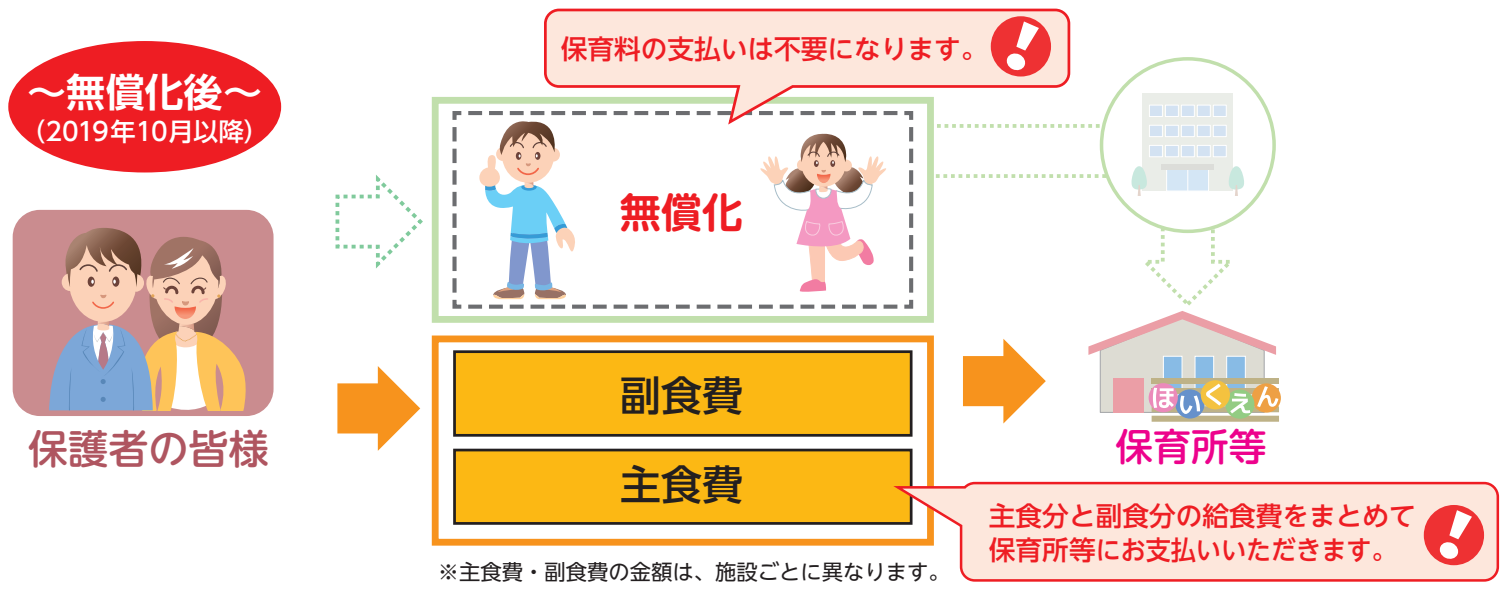

※主食費・副食費の金額は、施設ごとに異なります。

子ども・子育て支援制度に移行した私立幼稚園を利用する子供たち

（市内:育英義塾幼稚園・相愛幼稚園・光の子幼稚園（注）市外の園も対象です）

○ **満3歳から5歳児（小学校就学前）までの全ての子供たち**の保育料の支払いは不要になります。
（注）通園送迎費、行事費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担です。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園を利用する子供たち

○ **満3歳から5歳児（小学校就学前）までの全ての子供たち**の入園料・保育料が、月額25,700円まで無償化されます。
（注）入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。
（注）通園送迎費、行事費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担です。

○那覇市が無償化の対象として確認した幼稚園
愛児幼稚園 那覇市樋川1丁目13番10号　　首里カトリック幼稚園 那覇市首里崎山町4丁目60番地
ナザレ幼稚園 那覇市三原2丁目11番33号　（注）市外の幼稚園も対象です。

無償化の対象となるためには、手続きが必要です。

●幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入のうえ、幼稚園へご提出ください。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こどもみらい課　TEL:098−861−6903

私立幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

○ 預かり保育が無償になる対象児童

●３歳児から５歳児（満３歳になった後の４月１日から小学校就学前）までの**保育の必要性の認定を受けた**児童　月額上限11,300 円

●満３歳児は、**保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯**　月額上限16,300 円

（注）利用日数に応じて月額の上限は変動あり（450 円×利用日数）

無償化の対象となるためには、手続きが必要です。

（注）幼稚園から配布される認定申請書に保育の必要性を証明する書類を添付して園へご提出下さい。

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターを利用する子供たち

○ **３歳児から５歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校就学前）までの保育の必要性の認定を受けた子供たちは、月額37,000円まで**利用料が無償化されます。

○ **０歳児から２歳児（満３歳後最初の3月31日）までの保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の子供たちは、月額42,000円まで**の利用料が無償化されます。

（注）認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

無償化の対象となるためには、手続きが必要です。

（注）左のページのとおり保育の必要性の認定手続をして下さい。

○ 那覇市が無償化の対象として確認した施設

●病児保育

安謝小児クリニック　那覇市安謝215-1　やしま産業ビル内

こくらクリニック　那覇市古波蔵3-8-28

那覇市母子生活支援センターさくら　那覇市首里鳥堀町4-99

●一時預かり

あじゃ保育園、おおな愛児保育園、向陽保育園、こくら保育園、琴の音保育園、首里当蔵保育園、たばる愛児保育園、ポプラこども園、若杉保育園、わかば認定こども園、若狭浦保育所、久場川保育所、宇栄原保育所、天久保育所

●ファミリーサポートセンター

那覇市社会福祉協議会　那覇市金城3-5-4

●認可外保育施設

那覇市に施設の確認届けを提出している保育園。

対象になるかは園にお問い合せ又は、那覇市のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こどもみらい課　TEL:098−861−6903

保育の必要性の認定とは

○ 両親どちらも以下の要件のいずれかに該当する場合、**保育の必要性の認定を受けることができ**、無償化対象施設の利用料が月額上限額の範囲内で無償になります。

・月64 時間以上就労することを常態としている方
・妊娠中であるか、出産後4 ヶ月以内
・長期にわたる病気やけが、又は障がいのある方
・病気又は障がいのある同居親族を常に看護・介護している方
・就労を目的に、学校教育法で規定する教育施設に在学中の方
・その他市長が認める方

○ 無償化対象施設を利用している方で、上記に該当する方は、那覇市のホームページ又はこどもみらい課窓口で配布する認定申請書に要件を証明する書類を添付して、こどもみらい課へ提出してください。

○ 那覇市内の認可外保育施設に在園している方は、施設から配布される認定申請書に要件を証明する書類を添付して、施設へ提出してください。

○ 那覇市の認可保育所等に申込みをしているが、保留（どの施設にも入所できていない）になっている方は、認定手続きは不要です。

○ 認定申請書を提出後、認定された方には認定証を送付します。

無償化の方法

○ 現物給付

月額上限額の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要になります。
病児保育・一時預かりはモバイル認定情報通知システム**「わらびんCHARIN」**を使って簡単に手続きできます。詳しくは、認定証をご覧ください。

○ 償還払い

これまでどおり施設に保育料等を支払い、領収書をもらいます。領収書と必要書類をこどもみらい課に持参して払い戻しの手続き後、上限額の範囲内で保育料等が払い戻しされます。

○ 子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園・認可外保育施設・病児保育・一時預かりは現物給付、ファミリーサポートセンター・幼稚園の預かり保育は償還払いの予定です。

モバイル認定情報通知システム
わらびん
CHA RIN

保護者のモバイル機器（スマートフォン等）にWEB アプリをダウンロードし QR コードと認定証を提示するだけで、病児保育・一時預かりについて利用料を支払わずにサービスを受けることができます。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こどもみらい課　TEL:098−861−6903

などなど、子育てに関するお困りごとを
気軽にご相談ください。

子育て世代包括支援センターら・ら・らステーション
就学前の子育てに関する
LINEでの相談はじめま～す

子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」では
8月1日からLINEでの子育て相談を開始します。

＊試行期間＊
8月1日（木）～12月末　午前9時～12時　午後1時～4時

＊利用方法＊
・LINE の友達追加から
「ID」または「QR コード」で検索登録し、ご利用できます。
・相談の内容によっては、電話での相談になる場合があります。

LINE ID:
@841fjcge

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい課 子育て世代包括支援センター　ら・ら・らステーション ☎098-863-0777

2019年10月1日から
3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障がいのある子どもたちを支援するため、下記のサービスに
ついては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- 児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

対象となる子ども

2019年度

時　期	対　象　者
2019年10月1日 ～2020年３月31日	誕生日が 2013年4月２日～2016年4月１日までの子ども

2020年度以降
「満3歳になって初めての４月１日から３年間」が無償化の対象になります。

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

お問い合わせ先：那覇市障がい福祉課支援審査グループ
TEL:098-862-3275　　FAX:098-862-0621